



発芽して間もないヘンプの苗

東川の農園主に不起訴処分 マイナスから再出発を図る

先月号の記事を出稿して間もない9月8日、大麻取締法違反(所持虚偽報告)の疑いで1カ月前に書類送検されていた東川町の農園主について、札幌地検が不起訴を決めた。産業用大麻(ヘンプ)栽培の「研究者免許」失効後も脱穀後の残渣などを処分せず保管していた過失に対し、法廷で裁くほどの事件性はないと判断した。農園主に悪意はなく、未処理の大麻草もマリファナ成分のTHC(テトラヒドロカンナビノール)をほとんど含まないことなどに配慮したとみられる。

とはいえ、今回の事件が北海道のヘンプ栽培におよぼす影響は大きい。同町の(有)松家農園から無毒大麻

9月25日に道議会内で開催された同研究会の会合には、16人の道議が出席。加藤礼一会長は、東川町での試験栽培や今回の経緯を説明し、今後の方向性について、「免許取得を要望しても、市町村がバックアップするという確約を得られ

「とちぎしろ」の種子の譲渡を見込み新たに「栽培者免許」の申請準備を進めていた網走市産業用ヘンプ研究会の生産者は、今年の免許取得のメドが立たなくなった。後述する道東の白糠町でも、試験栽培の計画を先送りせざるを得ない状況だ。先行していた東川町で起きた事件は、各地の動きに水を差す結果になった。

超党派の道議50人でつくる北海道議会産業用大麻推進研究会の藤沢澄雄事務局長は、「今回のようなことがあると、(ヘンプに関心を持つ)生産農家は萎縮してしまおうでしょう。道民の認識不足があるなかで『大麻は危険な麻薬』というイメージを抱かれがちになり、相当ハードルが高くなった感じがする。今後は下から積み上げ、各地に広げるしかありません。マイナスからの再出発にしなければ」と、状況の厳しさを認める。

れた人でないと、道は免許交付をしづらくなった。今後は、道関連の研究機関や大きな企業の参入が必要になってくるのではないかと、個人的にはTHC濃度に対応した法律にするよう、法改正も求めていくべきと考える。研究会として(国に)意見書な

	H27	H28	H29	H30~
①栽培技術	市町村(民間)の栽培試験	市町村(民間)の栽培試験(種子融通による試験地拡大)	市町村(民間)の栽培試験(種子融通による試験地拡大)	地域に適合した栽培技術に関する知見
②種子の確保	野生大麻のTHC調査	THC調査(種子採集)	(必要に応じ)試験場での栽培試験	活用可能な種子の確保に関する知見
③活用方策	海外の活用事例収集・収益性分析	輸入品種に関する情報収集	(緩和され次第)輸入種子による栽培試験	活用方法に関する知見
④地域の取組	民間での試作試験	民間での加工適性試験		

	H27	H28	H29	H30~
①栽培技術	「とちぎしろ」生育・採種試験	北海道内に適した品種選定・栽培法の確立に向けた栽培試験など		道内に適合した栽培技術に関する知見
②品種の選定	野生大麻の調査・分析に向けた体制整備	野生大麻の調査・分析		品種選定に関する知見
③活用方策	海外の活用事例収集・収益性分析	輸入品種に関する情報収集(現地調査含む)		活用方法に関する知見
④地域の取組	市町村における調査・研究	市町村における調査・研究(研究目的に沿った体系的な実施)		市町村での取組に関する知見

道農政部がまとめた本格的な栽培に向けた「工程表」。当初計画(上)には輸入種子の栽培試験や加工適性試験の記述があったが、途中で消えた(下)

どを提出することをめざしたい」と、議員たちの奮起を促した。出席議員からは、産業用大麻に関心がある空知管内の農家らが勉強会を始めた、農業団体の幹部が関心を示している——といった発言があり、活用推進を再確認していた。

ルポライター
滝川 康治



試験栽培が始まった年の東川町のヘンプ圃場。5月に播種し、7月になると人間の背丈を超える高さで生長する(2014年撮影)

高橋道政の真価が試される産業用大麻に対する本気度

相次ぐ事件で萎縮する関係者 生産農家保護の原点回帰を 10年後の産業振興を見据え ヘンプの有用性実証を凶れ

先月号で検証した上川管内東川町の農園主が大麻取締法違反の疑いで書類送検された事件は9月8日に不起訴処分が下った。しかし、新規栽培を先送りした生産者や自治体、試作用の原料供給がストップして苦慮する民間企業…と、産業用大麻(ヘンプ)の前途にさまざまな影響が生じている。「産業用大麻の推進」を公約に掲げる高橋は、その方針を変えていないが、担当部署の道職員の間には、及び腰の姿勢が見え隠れする。ヘンプ栽培の灯を消さないためには、当面は道の「管理作物」として位置づけ、一丸となって生産現場により深く関わるしかない。栽培の歴史を振り返り、道の取り組みのなかで欠けていたものを検証し、今後の課題を考えてみた。



道内で栽培するには写真のような盗難防止用ネットなどの設置が必要で、栽培普及の妨げになっている

厚生労働省は8月中旬、今回の事件を受けて、免許失効後の栽培地の確認や免許業務の精査など監視指導の強化を求める通知を都道府県に発出した。道保健福祉部医務課は、「現地確認をしっかりとやろう」としており、業務手順などを精査中（岡村卓治主幹）という。

監視強化が進むなか、高橋はるみ知事が公約に掲げる「産業用大麻の栽培に向け取り組みを進める」ための、道の本気度が試されている。

本道の栽培の歴史をたどり復活に向けた動き見つめる

ここで、北海道における栽培の歴史を改めて振り返っておこう。

道内の大麻草の栽培記録は江戸時代後期のものが残っており、長い歴史がある。明治時代には、開拓使が屯田兵などの収入源として栽培を奨励。1887（明治20）年に北海道製麻会社が設立されると、道庁が栽培を後押しして作付け面積が増え、ピーク時（明治29年）には全道で1609ヘクタールに達した。

北海道の製麻工業の始まりは大麻だったが、亜麻が導入されたことで、繊維作物の主役は亜麻に代わる。太

狙い撃ちされ、書類送検と不起訴処分を経て、現在に至っている。

試作品の原料不足でピンチ試験栽培を先送りする町も

「高橋知事や道議の取り組みに共感したわたしは、産業用大麻の茎を活用した試作品を製造し、その有用性を検証し、試験結果を道に提供すべく研究を重ねてきました。しかし突如（松家農園が試験栽培したヘンプの）茎は国に押収されてしまった。原料不足に陥り、研究開発はすべて停止した状態です」

と苦慮するのは、札幌市内で循環

境資源応用技術開発研究所を経営する道立農業試験場OBの高島晃さん。

道庁を定年退職した98年に同社を設立し、堆肥の高度利用を図る育苗ポットの製造技術を確立する一方、土木用資材を開発して公共事業に活用する事業などに取り組んできた。これらの製品づくりで道知事賞などの受賞歴もある。

道農政部が15年に策定した「工程表」には、ヘンプの活用方策として、民間での「試作試験（15～16年度）」や「加工適性試験（17年度）」が盛り込まれていた（注：昨年の改定で厚労省に付度して「海外の活用事例収集」

へと後退。掲載した図版を参照）。こうした動きに共鳴した高島さんは、道民に親しまれる試作品の試験研究を始める。昨年末までに次のような試作品を製造した。

- ① バイオエタノール
- ② 機械移植用の大型育苗ポット
- ③ 法面の金網間隔保持材のスーサー（土木資材）
- ④ 猫トイレ用のペレット状吸着材
- ⑤ 家庭用生ゴミ処理機の内装発酵パネル

ヘンプの茎チップは、軽量で扱いやすく、吸湿性に優れており、いずれの試作品も農業・土木資材や家庭用品としての有用性が実証された、と手応えを感じている。

しかし、今回の事件で松家農園が製造・保管していた茎チップはすべて押収され、今年の研究開発ができない状態が続く。困った高島さんは9月、北海道厚生局麻薬取締部を訪れ、嶋田孝雄捜査課長に「合法的な茎部位の押収は行き過ぎではないか。研究に支障をきたしており、早期に返却してほしい」と申し入れている。

現行法では、成熟した茎や種子は大麻として扱われない。不起訴処分が決まった以上、早急に所有者に返

還するのが常道であろう。

町の「創生総合戦略」のなかで、地場産業の振興の一環として「ヘンプの栽培実証試験」を盛り込んできた白糠町。昨年の試験開始を見送った経緯（本誌16年5月号を参照）があり、町は18年度からの試験栽培をめざしていた。

しかし、東川での事件を受けて、棚野孝夫町長は9月の定例町議会で、「今後は、道と足並みをそろえ（栽培は）慎重に対応したい」と答弁。酪農が主体の白糠町には遊休農地もあり、今後の有用な作物として産業用大麻に期待を寄せてきたが、「道が地域と連携して各地に広げていくときに（試験栽培の）手を挙げたい。来年の栽培着手は難しいでしょう」（町経済課）と、先送りせざるを得ない状況になっている。

種子の確保や盗難防止対策、免許申請書類の作成、役所の監視指導への対応…と、ヘンプ栽培は一筋縄では出来ない。収穫後の茎や種子を製品化し、販路開拓をどう進めるのかといった難題もある。さまざまナリスクを抱えながら取り組むには、ハードルの高い作物といえる。潤沢な資金や高い管理能力があり、6次

平洋戦争中に軍需品として復活したものの、1948年の大麻取締法の制定後は栽培面積が減り続け、50年代半ばまでに姿を消す。もともと日本在来の大麻草は繊維型で、THC成分はわずかしか含まれず、嗜好品として吸引する習慣もなかった。

90年代以降、欧州などで工業製品や食品、バイオ資源の原材料としてヘンプの有用性が注目され、栽培面積が増えていく。海外の動きにも触発される形で2002年、北見市の産業クラスター活動のなかで「麻プロジェクト」が誕生。05年には同市の農業生産法人（旭香遊生活）が栽培者免許を取得している。

その後、栽培に関心を持つ人たちがネットワークをつくり、免許の取得をめざすが実現しなかった。14年になると、東川町が試験栽培を委託する形で、農家の松家源一さんと元道立上川農業試験場長の菊地治己さん（現「一社」北海道産業用大麻協会

代表理事）の2人に研究者免許を交付。道議会には、前出・超党派の推進議員連盟も誕生した。

こうした民間の取り組みに歩調を合わせ、道農政部は道総研の農業試験場に委託し、14年度から栽培試験をスタート。年間予算160万円ほど、栽培面積200平方メートル

（60坪）と、民間の10分の1ほどの規模にすぎないが、少しずつ知見を蓄積してきた。

15年春の知事選では、2人の候補者がそろって「産業用大麻の推進を公約に掲げ、当選した高橋知事は栽培に向けた「工程表」を策定。官民が足並みをそろえ、公約の実現に向けて進む形は整った。

15年秋、そんな流れに暗雲が広がる。東川町と東京の一般社団法人が内閣府に対し、大麻草の全草利用ができる国家戦略特区の申請をしたためた。道の頭越しに計画された特区構想には医療用大麻の研究が含まれ、一般社団法人の役員がなかにマリファナ解禁を唱える人物がいたこともあり、厚労省が警戒感を抱く。それらの影響もあり、東川の試験栽培に対する監視の目が強まっていく。

昨年秋には、栽培者免許を持つ鳥取県の加工会社社長が無毒の産業用大麻とは別にマリファナを所持していたことが発覚し、逮捕・起訴される事件も発生。厚労省は都道府県に対し、免許審査の強化を求める通知を发出するなど手綱を引き締めた。

こうしたなかで、ヘンプ収穫後の管理がルーズだった東川の農園主が



札幌の民間業者が製造したヘンプの茎を使ったバイオエタノールや土木資材、内装パネルなどの試作品。原料供給が絶たれ困っている

産業化への積極的な意欲を持つ生産者でなければ取り組めないのが実態だ。明治時代の大麻栽培の奨励策がそうであったように、当面は行政主導で進めざるを得ないのではないのか。

生産現場の課題に肉薄せず 及び腰だった農政部の対応

「産業用大麻の開発は北海道の成長戦略の一つになり得る。その可能性を議論する場を創ってほしい」という議会質問をきっかけに、道農政部は13年夏、有識者らによる北海道産業用大麻可能性検討会(松井博和座長)を設置した。それから4年になるが、道の取り組みはどこまで深化したのか検証しておこう。

協力を得る農業試験場を説得し、栃木県から種子の提供を受け、試験栽培が始まったのは14年のこと。本州の品種が道内で生育・採種できるかどうかを探る試験を皮切りに、採種した種子を使った栽培試験(15年度)、施肥量の検討(16年度)が行なわれた。並行して東川での試験栽培も進み、一定の成果はあった。

しかし、採種した種子を使った栽培試験は1年限りにとどまる。本州の品種であっても、繰り返し栽培す

ることで本道の気候風土に順化していく。試験場での試験研究は、生育状況などの経年変化を探るには不十分な上に栽培面積も狭く、基礎試験の域を脱していない。

東川町の試験栽培を支援する立場にある、道農政部の対応も及び腰だった。当初は上川総合振興局などが現地を視察したり、施設整備を支援するなどの動きがあったが、一昨秋の特区申請後は足が遠のく。昨年は、振興局や本庁の担当者が栽培現場を訪れることはなかった。

東川町の松岡市郎町長は昨年来、「道の施策でヘンプ推進をやっているのだから、試験場が積極的に取り組めばいい」と言い出し、深入りしたくない道農政部の幹部は町側と積極的に関わろうとしなかった。責任回避である。これでは知事公約が前進するはずもなく、生産者は手探りで進むしかない。農政部なのだから、もつと土に根ざし、泥臭い仕事をすべきでなかったか。

縦割り行政からの脱却も欠かせない。農政部と医薬業務課との間で情報共有する機運は、ようやく最近になって醸成されてきた段階だ。栽培現場が抱える課題について、

生産者とともに悩み苦しむ、規制担当部署と協議しつつ栽培の可能性を広げていく——そうした姿勢の乏しさが今回の事件の遠因になったのではないだろうか。

可能性検討会は、すでに7回開催されている(次回は10月23日)。さまざまな角度からヘンプの可能性が語られるのだが、現場の課題に肉薄するような議論は少ない。例えば、昨年来の規制強化を受け道医薬業務課が「大麻取扱指導指針」などの改訂作業を進めていたにも係わらず、今年2月の検討会ではこのテーマについて全く言及がなかった(17年4月号を参照)。おかしな話だ。

試験栽培の課題にきちんと向き合うことなく、民間が行なう製品の売り先の話(出口戦略)を論議してもどこか虚しい。空中戦のような話では

られた範囲での栽培OK」となるんじゃないか。栃木県ではオーブンに栽培され、フランスではTHCゼロの品種が開発されている。厚労省の理解を得て、彼らのマイナスにならない形で話がまとまるよう考えていきたい

ならば、水面下でもいいから、道の担当者や検討会の委員は厚労省と本音の議論を交わしてどうか。

道の「管理作物」に位置づけ 産業振興への道筋を探ろう

筆者が産業用大麻の取材を始めて5年の歳月が流れた。可能性が広がったかと思えば、逆風が吹く——そんなことが繰り返される。

生産農家の保護を盛り込んで制定された大麻取締法は、その原点が忘れられ、取り締まり至上主義に陥っ

ている。将来的には、THC濃度による規制区分を明確化する法改正が必要になってくるだろう。

一方で、現行法の下でも栽培の可能性を広げることができる。当面は、道の「管理作物」として位置づけ、種子の確保・供給から栽培指導、管理体制のチェックに至る体制を整え、一定の要件を満たした生産者に栽培を委託する——そうした取り組みが必要ではないか。

栃木県では、保健所と農政部門の担当者が共同で収去調査(抜き取り検査)を行ない、THC濃度の測定を進めながら再生産につなげている。同様の取り組みが北海道でやれないはずはない。

道は、前出の「指導方針」などの改訂作業と並行して、THC検査の体制整備を進めることにしている。免



道の産業用大麻可能性検討会は7回開催されたが、生産現場の課題に肉薄する議論は少ない(今年2月撮影)

なく、もつと地に足の付いた取り組みが必要ではないのか。

**試験場の試作結果を踏まえ
両にらみで今後の方針提示**

「農業試験場に委託してきた」試験研究の成果と民間の取り組みについ

許所持者の圃場から大麻草を抜き取り、道立衛生研究所でTHC検査を行ない、一定の数値以下の個体から採れた種子のみを道内での栽培用に供給する方針という。

検査に合格した種子の譲渡に関する詰めはこれからだが、再生産可能なシステムの骨格はできた。東川の農園主は、これまでの試験栽培で得られた「とちぎしろ」の種子や茎のチップを道に譲渡する意思を示している。こうした種子などを有効活用する方法もある。

北海道産業用大麻協会の菊地代表理事らは、フランスからTHCゼロの品種を導入する道を模索している。「これは、悪用を防ぐ上でも理解を得られるのではないか。今後は、事業者や行政、議会関係者などの海外視察に協力する一方、道の試験場によるフランス品種の試験栽培の可能性を追求していきたい」

と期待感を示す。厚労省がすんなり種子輸入を認めるとは考えにくい。農政部と保健福祉部が一丸となり、10年後の北海道の産業振興を見すえ、道の有用性を実証していくために、道の本気度が再び問われている。

「我々は(事務局がまとめた)検討会のプランに沿って粛々とやるしかない。厚労省の心配は、ヘンプの圃場に潜り込み、THC濃度の高い大麻を植えようとする者が現れる恐れがあるためかもしれません。もし摘発されれば、栽培農家は共犯者になってしまう。そうした懸念をなくす方策を検討会で考えていけば、『決め



外国で製造されたヘンプ製品。建材や内装材、食品、日用品と用途は広い

※筆者のHP「滝川康治の見聞録」takikawa.essay.jp/ に本シリーズの過去記事を収録しています。ご参照ください。